

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

いすみ市内のバス交通の現状は、民間バス事業者による路線バス運行は1路線も無く、市内の大半が交通空白地帯と化している。

この現状を、解消し交通弱者の交通手段確保対策等を実施するため「いすみ市地域公共交通活性化協議会」並びに「いすみ市地域公共交通会議」を随時開催し「道路運送法第3条(種類)イ(一般乗合旅客自動車運送事業の許可)の許可事業者」による事業委託で交通網整備を実施する計画を打ち出した。

また、市内交通網整備を実施するにあたり福祉関連で実施している事業と整合性を図るための検討及び調整を図った。

定時定路線による路線バス実証運行を実施するにあたり、利用料金(運賃)の適正な設定、財源の検討、当該事業を本格運行に移行するための検証を3ヶ月ごとに実施するとともに環境整備を含めた検討を実施した。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

「いすみ市地域公共交通活性化協議会」並びに「いすみ市地域公共交通会議」で検討した事業計画に基づき「いすみ市路線バス試行運行」を実施した。

利用人員は、4月1日～11月30日までの間、市内循環バス(1路線)14,908人、岬巡回バス(2路線)3,401人、夷隅巡回バス(1路線)5,414人、大原巡回バス(2路線)8,058人、大原巡回バス「4路線(週2日運行:15人乗り)」3,144人、実証運行合計利用人員34,925人であった。実証運行期間中、3ヵ月毎の利用実績並びに市民からの要望等の検証を行い、本格運行を目指し増便を含め、鉄道と連携した運行時刻の設定及び利用者が利用しやすい時刻の見直し等を検討し、事業費対事業効果を見極め、利用者が比較的少ない岬巡回バス、夷隅巡回バスは実証運行期間満了に伴い終了する。

また、実証運行を開始してから利用者が増加している市内循環バス、大原巡回バスについては、実証運行終了後も継続運行を実施する。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

実証運行開始時に述べ人員39名の市役所職員を動員し、運行路線全便においてバスに乗車し、バス利用の説明並びに乗車区間の把握について、利用調査を3日間実施した。

また、毎月の乗車人員の把握については、各路線の便ごとにバス運転手が調査を行っている。さらに、路線の変更を検討した区間については、その区間の乗降人員の調査を実施し検討した。

実証運行期間中に「いすみ市地域公共交通活性化協議会」を随時開催し、利用実績並びに市民からの各種要望等の検証と事業評価を行い本格運行に向けた対応を協議した結果、事業経費の30%の収入が将来見込める路線や地域の交通手段として必要とされている路線については、運行を継続する事業計画を決定した。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

「いすみ市路線バス試行運行」事業は、合併協定書(旧夷隅町、旧大原町、旧岬町)に、合併後に新交通体系を構築すると明記されておるように、いすみ市は市内の大半が交通空白地帯であり、交通弱者の移動手段が無く切実な状況であり、新市となって早急に事業を実施しなければならない現状であった。

この状況を解消し、次の目標を達成するため路線バスによる実証運行を開始した。

1. 合併による広域性のメリット拡充
2. 新市一体化のまちづくり
3. 地域住民の日常生活支援
4. 若年層の定住促進と地域経済力の向上
5. 合併前の旧3町の公共施設等の利用促進
6. 移動制約者の外出支援
7. 高齢者及び高齢者ドライバーの交通事故防止対策
8. 児童・生徒の防犯並びに交通事故防止対策
9. 観光客誘致
10. マイカー利用の抑制

上記1. については、旧3町の範囲でしか運行出来なかったコミュニティバスが、広域になり効率よく運行できる路線が確立できた。

2. については、市内循環バスによる運行が旧3町を結ぶ基幹路線となり地域の交流が図れた。また市内3ヶ所ある中学校の交通手段が確保され、クラブ活動等の交流事業が可能になった。

3. については、買物・通院・遠距離通学(小学生・中学生)の通学手段が確保された。

4. については、路線バスが市内を運行することにより市内の交流人口が増加し4商店街の活性化が期待される。

また、市の活性化対策のイメージアップが図れた。今後も継続運行を行うことにより安定した公共交通が確保され定住促進が期待される。

5. については、旧3町にはそれぞれ公民館、文化ホール、役所等がある。また大原地域には水彩ギャラリー、夷隅地域には田園の美術館があり、これらの公共施設を合理的に活用し、催事がどの地域で開催されても市民がバス交通を利用し各地域を往来できる交通手段が確保された。

6. については、交通弱者の交通機関として買物、通院、通学への利便性の向上が図れた。

7. については、近年高齢者による自転車、自家用自動車等の運転による交通事故が多発している。このような交通事故を防止するためいすみ警察署と連携し、運転免許の更新時に自家用自動車からバス等の公共交通機関の利用に転換するよう高齢者に呼びかけ交通事故防止対策を実施している。また、運転免許の自主返上者は、バス利用料金(運賃)の割引制度を導入した。

8. については、小学生の徒歩通学による防犯並びに交通事故防止対策として、利用料金(運賃)を無料にした。また、遠距離通学の中学生については、いすみ市教育委員会と連携を図り無料チケットを配布し、防

9. については、鉄道を利用し観光に訪れた観光客の交通機関として利用ができ、観光客の利便性の向上が図れた。今後はいすみ鉄道と連携を強化し、バス交通と合わせた観光散策コースを設定し更に観光客の誘致対策に努める。

10. については、バス運行が開始される以前は、遠距離通学及び荒天の日に児童、生徒を保護者が送迎をしていた。実証運行を開始してから自家用自動車による通学からバス利用に転換し、マイカー利用の抑制が図れている。しかしながら市民の通勤、買物等は、依然自家用自動車の利用が主であり、今後も継続して自家用自動車利用の抑制を呼びかけ環境保全対策に努める。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<p>IV 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の本格実施に向けての準備</p>
<p>① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p> <p>実証運行開始当初の運行時刻の設定及び運行便数は、鉄道、いすみシャトルバス、市内循環バス、夷隅巡回バス、岬巡回バス、大原巡回バスとの接続を図り乗継券の発行を行った。しかしながら「いすみ市路線バス試行運行」は、運行便数が少いうえ、バス間の乗り継ぎは不便との声があり、乗り継ぎ利用人員は予想以上に少なかった。</p> <p>そこで、実証運行期間中に、バス実証運行全体の検証を「いすみ市地域公共交通活性化協議会」で検証し、運行時刻、運行便数、各交通機関への接続等を協議した結果、鉄道との接続を主に運行するとの意見で一致した。</p> <p>事業収益に関しては、人口、交通弱者数等を換算しても黒字収入は見込めない状況であることから、事業経費の30%を目標とし、地域の大切な交通機関として事業継続を実施する。</p>
<p>② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p> <p>「いすみ市路線バス試行運行」は、実証運行開始前から利用者に実証運行期間を明確にし、実証運行期間満了で運行を終了することを前提とし運行を開始した。ただし、実証運行期間が終了しても利用者が今後、増加する見込がある路線や交通手段として必要とされる路線の検証を、「いすみ市地域公共交通活性化協議会」で行い、運行利用実績等を踏まえ利用者からの要望等を調査、分析しバス運行全体の見直しを図り実証運行期間中にダイヤの変更を実施した。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p> <p>平成20年度に、いすみ市一般会計予算に事業経費を計上し事業を実施した。 平成21年度予算は、財政担当課と協議中である。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p> <p>市広報紙及びホームページに掲載し周知を図った。 また、運行するバスのデザインは、バス事業者の車両を使用しバスが運行していることを強調した。利用を促すため、住民、PTA、各種学校、老人会等に利用促進を呼びかけている。 特に各種学校には、学校別に時刻表を作成し教室等に掲示をお願いしている。</p>
<p>③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p> <p>本格運行実施にあたり継続的な運行を目指すため、バス運行委託事業者と協議を重ね連携を図った。 事業収益を向上させるために利用者からの意見を取り入れ、ダイヤの改正等を実施し利便性の向上に努めている。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

「いすみ市地域公共交通活性化協議会」の運営要領が第1回の同協議会で決定され、制定されており、法定協議会の審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の実施状況、計画事業に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認められた事項と記載されている。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

「いすみ市地域公共交通活性化協議会」の構成員には、「旧いすみ市市内交通システム調査委員会」の代表として、元夷隅地区区長協議会会長、いすみ市大原区長会会長、元岬地区区長会会長、いすみ市商工会会長（岬地域）、いすみ市商工会副会長2名（夷隅地域、大原地域）が含まれているほか、計画事業の進め方を同協議会で審議し実証運行を開始した。また、法定協議会では、実証運行開始から3ヶ月毎に事業全体の検証を実施すると共に、バス運行全体の見直しを行い、ダイヤの変更等を実施した。さらに、利用者からの意見を反映させるためダイヤの変更前に、直接意見聴取を実施した。

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

第1回「いすみ市地域公共交通活性化協議会」においては、次の事項が協議された。

1. 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通活性化・再生総合事業」（仮称：いすみ市地域公共交通活性化協議会）について
 - (1) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会（仮称：いすみ市地域公共交通活性化協議会）の設立について
 - (2) 法定協議会規約、法定協議会財務規程、法定協議会事務局規程について
 - (3) 連携計画（いすみ市地域公共交通総合連携計画の概要）及び総合事業計画（いすみ市地域公共交通活性化事業計画）について
2. いすみ市路線バス試行運行の検証について

第2回「いすみ市地域公共交通活性化協議会」においては、次の事項が協議された。

1. 地域公共交通活性化・再生総合事業について
2. 市内路線バス試行運行の実績について
3. 市内路線バス試行運行の見直しについて

第3回「いすみ市地域公共交通活性化協議会」においては、次の事項が協議された。

1. 平成20年度 いすみ市地域公共交通活性化協議会予算について
2. いすみ市地域公共交通総合連携計画策定調査事業について
3. 市内路線バス試行運行の実績について
4. 市内路線バス試行運行期間の終了後の対応について

第4回「いすみ市地域公共交通活性化協議会」においては、次の事項が協議された。

1. いすみ市路線バス試行運行の実績について
2. いすみ市バス交通運行に関する条例の制定について
3. 市内循環バス路線及び大原巡回バス路線の運行時刻について
4. 市内循環バス路線、大原巡回バス路線、いすみシャトルバス路線の停留所増設について

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

「いすみ市地域公共交通活性化協議会」の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であること。議事録はインターネットのHPにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規定に則って、協議会の議事録が開示されている。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて
地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

第4回に開催した、「いすみ市地域公共交通活性化協議会」において計画事業の内容並びに平成20年度に計画事業が実施された、「いすみ市路線バス試行運行」計画事業に係る結果の取りまとめ及び自己評価報告案が報告、審議され20年度計画事業の実績を基に本格運行に移行する路線の車両購入等を含めた環境整備を21年度に実施することで決定した。

平成20年度に実施した計画事業は、同協議会は基より利用者からの意見、要望等取り入れ議論された内容であり、実証運行期間中に検証、見直しを実施し利便性の向上に努め一部の路線を除き、本格運行に移行することで合意した。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。